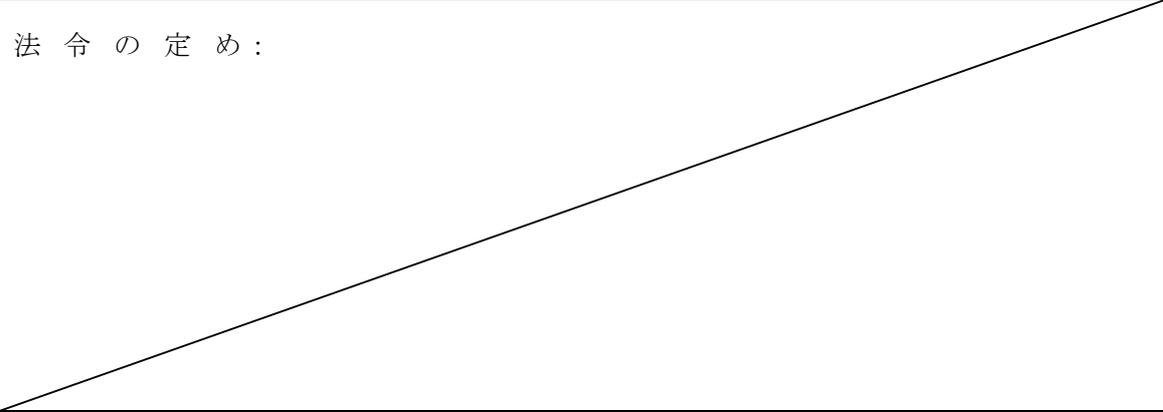


処 分 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の7
処 分 概 要：古物に係る競りの中止
原権者（委任先）：兵庫県警察本部長又は警察署長
法 令 の 定 め： 
処 分 基 準： 出品された古物について、盗品等（盗品その他財産に対する罪によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足る相当な理由がある場合に、当該古物に係る競りを中止することを命ずる。 なお、「相当な理由がある場合」とは、財産犯の被害が発生していると認められ、その被害品と出品物との同一性が合理的に推認されるなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：